

# 介護保険サービスの利用支援

詳細 介護福祉課 ☎(32)6342

介護保険サービスの利用に当たり各種軽減制度が設けられており、令和3年8月から制度改正により一部要件が変更されます。軽減を受けるには申請が必要になりますので、詳しくは介護福祉課までご相談ください

## ①高額介護（予防）サービス費

同一世帯内で1カ月の利用者負担額が下表の上限額を超えたときは、その超えた額が払い戻されます。なお、**利用料を支払ってから2年が経過すると払い戻しを受ける権利がなくなります**

〈高額介護サービス費上限額【月額】〉

区 分	利用者負担上限額
生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者	15,000円(個人)
世帯全員が市町村民税非課税の方	24,600円
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
世帯のどなたかが市町村民税課税の方	44,400円
現役並み所得相当の世帯の方	
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得690万円以上	140,100円

## ②特定入所者介護（予防）サービス費

介護施設への入所やショートステイ利用時の食費・部屋代について、低所得の方のサービスの利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額が設けられています

〈利用者負担段階と負担限度額【日額】〉

利用者負担段階	食費の限度額		部屋代の限度額			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室 多床室	多床室	
第1段階	生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	300円	820円	490円 (320円)	0円	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	600円	820円	490円 (420円)	370円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	650円	1,000円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は( )内の金額となります

## ③社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

生活保護受給者や、市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などの額が一定額を下回る方は、社会福祉法人の指定事業所が提供するサービスを利用する場合、下表の軽減が受けられます

対象サービス	軽減内容
①訪問介護 (予防訪問介護相当サービスを含む)	サービスの利用者負担額、食費、部屋代の25%を軽減 ※利用者負担段階が第1段階の老齢福祉年金の受給者は50%を軽減 ※生活保護受給者は、個室の部屋代のみ全額軽減
②通所介護 (予防通所介護相当サービスを含む)	
③短期入所生活介護(予防を含む)	
④地域密着型通所介護	
⑤小規模多機能型居宅介護(予防を含む)	
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
⑦介護老人福祉施設	
⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護	

## ④民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

③と同様の条件に当てはまる方が、社会福祉法人以外の事業所が提供するサービスを利用する場合、下表の軽減が受けられます

対象サービス	軽減内容
①訪問介護 (予防訪問介護相当サービスを含む)	サービスの利用者負担額、食費、部屋代の25%を軽減 ※利用者負担段階が第1段階の老齢福祉年金の受給者は50%を軽減 ※生活保護受給者は、個室の部屋代のみ全額軽減
②通所介護 (予防通所介護相当サービスを含む)	
③短期入所生活介護 (予防を含む)	

# 令和3年度介護保険料について

詳細 保険年金課

保険料について☎(32)6414 減額について☎(32)6426

65歳以上の方の介護保険料決定通知は6月中旬に発送します

基準額 70,763円(年額)

( )内は公費負担による軽減前の金額

所得段階	対象者	算定式	保険料年額 (百円未満切り捨て)	
第1段階	生活保護・中国残留邦人等支援給付の受給者または世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.30 (基準額×0.50)	21,200円 (35,300円)	
	本人が市町村民税非課税 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 (基準額×0.66)	35,300円 (46,700円)	
第2段階	同じ世帯に いる方全員 が市町村民 税非課税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※2)の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.70 (基準額×0.75)	49,500円 (53,000円)
第3段階	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.90	63,600円
第4段階	同じ世帯に市 町村民税課 税者がいる	第4段階に該当しない方	基準額×1.00	70,700円
第5段階	本人の合計所得金額(※1)が120万円未満の方	基準額×1.20	84,900円	
第6段階	本人の合計所得金額(※1)が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	91,900円	
第7段階	本人の合計所得金額(※1)が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	106,100円	
第8段階	本人の合計所得金額(※1)が320万円以上350万円未満の方	基準額×1.70	120,200円	
第9段階	本人の合計所得金額(※1)が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.90	134,400円	
第10段階	本人の合計所得金額(※1)が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.00	141,500円	
第11段階	本人の合計所得金額(※1)が600万円以上の方	基準額×2.10	148,600円	

※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除額などの必要経費を差し引いた額です。ただし土地売却などにより譲渡所得の特例控除がある場合は、合計所得金額からその控除額を除いた額となります

※2 ※1の合計所得金額から年金所得額を除いた額となります

## ■ 介護保険料の減額について

**対象** 低所得により保険料の納入が困難で、以下の要件を全て満たす方  
・保険料所得段階が第1段階以外  
・世帯の年間収入の合計額が1人世帯140万円以下、2人世帯200万円以下(以降1人増えるごとに60万円加算)  
・世帯の預貯金の合計額が1人世帯140万円以下、2人世帯200万円以下(以降1人増えるごとに60万円加算)  
・居住している以外の不動産を所有していない(固定資産税評価額100万円以内は除く)  
・別世帯課税者の税の扶養親族または医療保険の被扶養者になっていない  
・介護保険料を滞納していない

**申請期間** 6月15日(火)～30日(水) ※6月30日を過ぎても随時受け付けますが、納期を過ぎた保険料は減額できません

**必要書類** ・6月中旬発送予定の令和3年度介護保険料納入通知書  
・令和2年の世帯全員の収入が分かる書類(年金振込通知書、年金支払通知書、源泉徴収票など)  
・世帯全員の預貯金通帳(令和2年1月以降の記載がされたもの)  
・申請者のマイナンバーカードまたは通知カード(通知カードは券面に記載された氏名・住所などが住民票と一致している場合に限る)と本人確認書類(運転免許証など)